

高知県私立高等学校運動部活動強化校支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県私立高等学校運動部活動強化校支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、本県の競技力向上を図るため、近年全国規模の大会で優秀な成績を収める等の高い競技実績を有する私立高等学校の運動部が行う競技力向上を図る活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、前年度の9月末日以前の3年の間において次の各号のいずれかに該当する実績を有する運動部（学校の運動部としての活動実態を有するものに限る。）が所属する県内の私立高等学校を設置する学校法人とする。

- (1) 日本代表選手選考会を経て国際大会等に出場する者を輩出したこと。
- (2) 全国大会（全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校選抜大会において実施されている競技種目にあつては当該大会、それ以外の競技種目にあつては当該大会に準ずる大会とする。以下同じ。）の団体戦で入賞したこと。
- (3) 全国大会の個人戦で複数回入賞したこと（同一選手が複数回入賞した場合を除く。）。

(申請)

第5条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、別記第2号様式による交付決定通知書を申請者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の遂行及び支出状況について知事から報告を求められた場合は、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、知事に提出しなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、県と協議し、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)に規定する地方消費税の税率に乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 県税の滞納がないこと。
- (11) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (12) 部員又は指導者に社会的規範に著しく反する行為があった場合には、補助金の交付の決定を取り消す場合があること。

(13) 対外試合、県外遠征等の実施に当たっては、各中央競技団体における感染予防ガイドライン又は行き先の状況を踏まえ学校法人として慎重に判断すること。

(補助金の変更の申請)

第8条 補助事業者は、次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額の増額
- (2) 補助金の交付決定額全体の20パーセントを超える減額
- (3) 事業計画書の内容を変更しようとするとき、ただし、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微である場合はこの限りでない。

2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の変更交付の決定をし、別記第2号様式による変更交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 補助事業者は、概算払を請求しようとするときは、別記第5号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 規則第11条第1項の規定による補助事業実績報告書は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は、翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合には、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第7号まで及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助率
私立高等学校の運動部が行う競技力向上を図るために実施する事業に必要な以下の経費 ①強化練習、合宿や遠征試合等の強化事業に係る経費 ②競技力向上に資する大会への参加に係る経費 ③競技用品及びトレーニング用品の購入費（10万円以下の機械器具に限る。） 報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費並びに使用料及び賃借料	定額 限度額1部 活動当たり 40万円

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。